

資料 4 （概要）

「発達障がい児者が身近な場所で必要な支援が受けられる体制づくりに向けた提言」
について

「身近な地域で必要な支援が受けられる体制づくりに向けた提言」 (概要) 2

(現状)

- ・ 発達障がい者支援センターに対し、地域の身近な窓口を通さず直接相談される方が増加
- ・ 6歳～18歳の発達障がいに係る相談窓口を「決めていない」とする市町村が一定数存在
- ・ 個別ケースを発達障がい者支援センターに紹介したことがない市町村が過半数となるなど、発達障がい者支援センターとの具体的な連携に課題がある 等

(本提言における課題の認識)

地域の身近な窓口への住民の相談が少ないのは、地域における発達障がい児者に係る相談や支援の体制がニーズを満たしていないか、その存在が周知されていないののではないか。不足している要素があるとすればどのようなことか。

(発達障がい児者に係る相談や支援に重要な要素の検討)

【早期の発見】

「気づき」

市町村の母子保健における健診の実施や、療育教室（親子教室）の設置状況などから**早期の発見**ができていないとは想定しにくい

【早期の支援・療育】

「アセスメント」

「気づき」に対して、**現に親子に関わっている人によるアセスメント**が、医師の診断に比較すると重要視されていない可能性がある

【支援に切れ目を作らない】

「情報の集約と引継ぎ」

「気づき」「アセスメント」に基づく支援、療育の状況や、「診断」など、情報の集約と次のライフステージへの引継ぎが必要であるが、**地域による差**が生じている

(市町村を中心にした対応の方向性)

「気づき」を一定の基準（スクリーニングツール）で可視化し、関係者間の情報共有、**アセスメントとの連携**を促す

療育が地域の支援者の役割であることと、**アセスメントの重要性**を市町村等の関係者へ普及啓発する

小学校就学時の「**就学支援**」が、その後の**ライフステージでの継続支援の入り口**となるため、**地域の特性に合わせた取組方針**を市町村ごとに作成し、共有、実践する

提言案（全体）において取りあげた論点

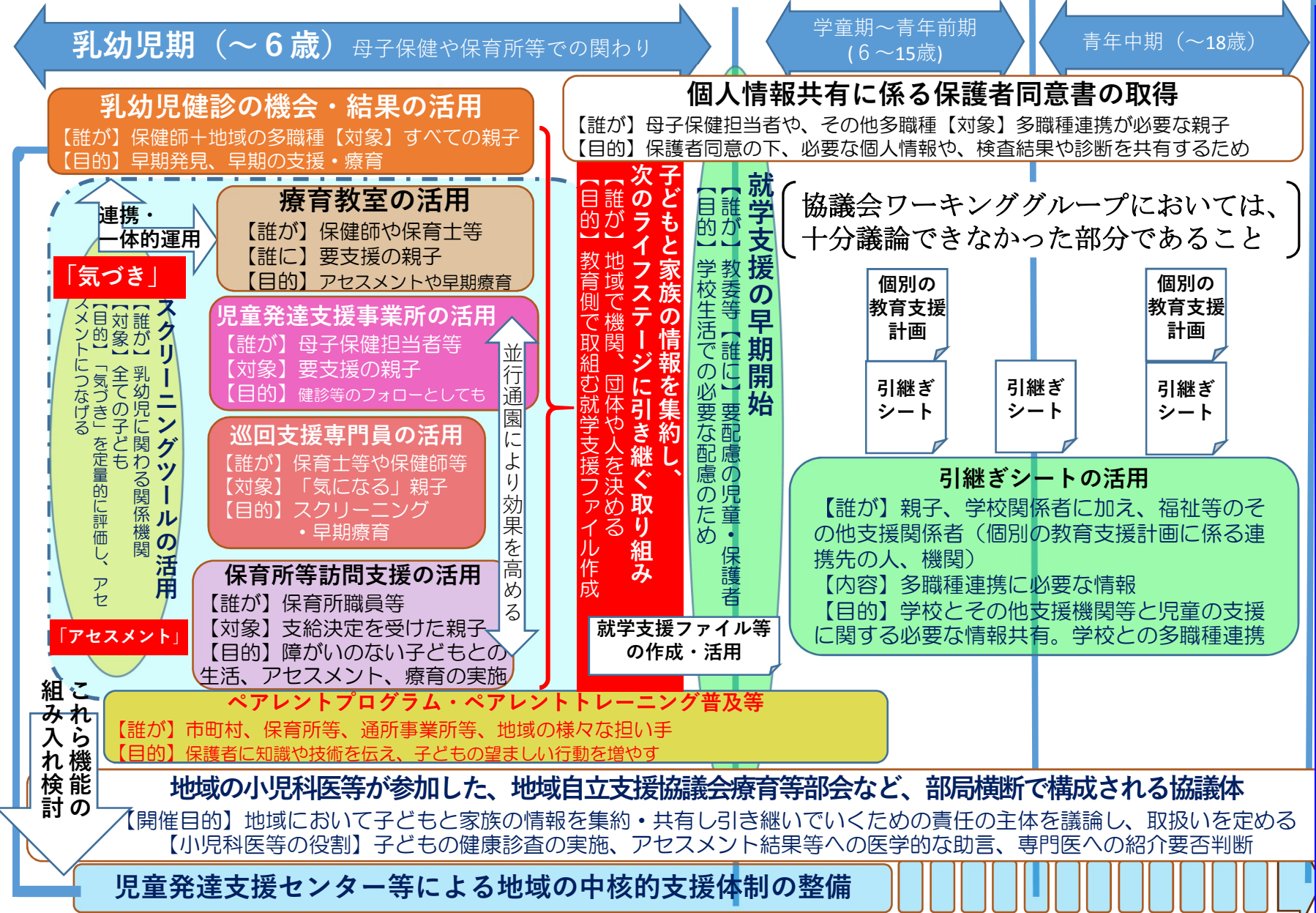
テーマ	対応の方向性
1 市町村庁内の部局間連携、協力	地域において子どもと家族の情報を集約・共有し引き継いでいくための責任の主体を地域において決定することが必要
2 市町村の療育教室と児童発達支援事業所との接続	要支援の親子を療育の場に適時につなぐため、療育教室（親子教室）と児童発達支援事業所がそれぞれ、どのような役割を担うことができるか地域で共通認識を持ち、分担して支援する体制の構築が必要
3 市町村の障がい児施策等と医療との連携	「気づき」「アセスメント」の延長線上で専門医が「診断」するため地域の身近な支援者への相談の重要性を住民に理解してもらうことが必要
4 市町村と発達障がい者支援センターとの連携	市町村は、療育、教育、生活や就労の支援は地域で行うことを前提に、専門的な相談が必要なケースを、情報提供の下で発達障がい者支援センターに紹介することが必要
5 児童発達支援センターの設置	障がいのある子どもの育ちや自立を支援する機能を可視化し集積する拠点の実現を目指して、部局や保健医療福祉の分野をまたぐ機能の集積・集約が可能か検討し、共通認識を持つことが必要
6 思春期（中高生）や成人期以降の方への支援	SST（ソーシャルスキルトレーニング）や療育を望む方が多いが、実際にサービス提供できる場の充実と、就労、日中活動、住まいの場や親なき後など成人期における必要な支援へ円滑につながる必要がある

県・市町村への提言

	市町村への提言	県への提言
市町村庁内の部局間連携、協力	乳幼児健診等生活場面での「気づき」「アセスメント」や、「診断」の各段階で把握した子どもと家族の情報を集約し、次のライフステージに引き継ぐ取り組みを地域が構築し運用すること	市町村に対し、発達障がい児者施策に係る情報（研修案内や国の通知など）が障がい児者施策担当課以外の、児童期から青年期に向かって関わりがある全ての部局に対する周知を要請すること
市町村の療育教室と児童発達支援事業所との接続	市町村が要支援の親子を早期の療育につなぐため、療育教室（親子教室）に加えて児童発達支援事業も有効に活用し、相互に連携させること	発達障がいへのフォローアップ体制を担う人材育成の取組を継続し、市町村の状況を継続的かつ定量的に把握すること
市町村の障がい児施策等と医療との連携	発達障害の診断は、医学的所見に加え、乳幼児健診や保育所等での生活場面での「気づき」「アセスメント」のプロセスも不可欠であることを、地域で住民や関係者へ普及啓発する。 また、学校医を担うなどの地域の医療機関が診断のプロセスやフォローアップ体制に参加するよう、働きかけること	障がい児者への支援において、地域の小児科医等が担う、子どもの健康診査の実施、アセスメント結果等への医学的な助言、専門医への紹介要否の判断等の役割を研修等を通じて具体的に示していくこと。 また、岩手県発達障がい者支援体制整備検討・広域特別支援連携協議会等の協議体において地域の実情を共有し、発達障がい等のフォローアップ体制の構築に参加することを小児科医等に働きかけること
市町村と発達障がい者支援センターとの連携	発達障がい者支援センターが、発達障がい児者への支援の全てを担う所ではなく、療育、教育、生活や就労の支援は地域で行うことを前提に、個別ケースに係る必要な情報の提供を行うなど、連携に配慮すること	「いわてこども発達支援サポートブック」を活用し、市町村等身近な地域で利用できる資源を住民にわかりやすく周知すること
児童発達支援センター設置	こども家庭庁が示した4つの中核的機能を担う場所として、部局や保健医療福祉の分野をまたぐ機能の集積、集約が可能か検討、共通認識を形成して設置を促進すること	市町村担当者会議を継続的に開催し、国の補助制度や県内外の先行事例の紹介、個別の圏域訪問による説明等を行うこと。
思春期（中高生）や成人期以降の方への支援	学校、教育委員会や、要保護児童対策地域協議会を通じて実態を把握し、発達障がい者本人や家族への支援が可能な地域の社会資源を把握し活用すること	労働・若者自立支援等保健福祉分野以外の社会資源における状況を、岩手県発達障がい者支援体制整備検討・広域特別支援連携協議会を通じて把握し、情報共有するとともに、その対策を検討すること

(参考1) ライフステージごとの取組の整理

発達障害者支援法第9条の2「国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講じる」
こども大綱「必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ」るようにする



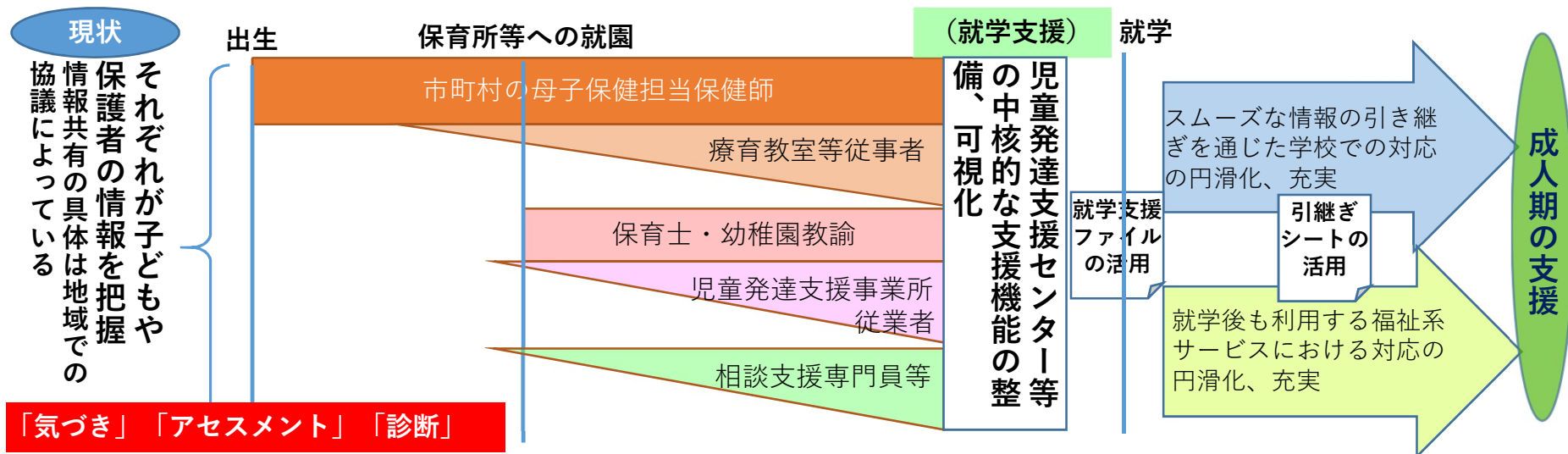
就労、日中活動、住まいの場や親なき後など成人期における必要な支援へ

(参考2) 就学支援の重要性

～成人期を見据えた支援への引継ぎのための就学支援～

就学時において、子どもの出生時から就学直前に至る状態像、これまでの療育内容、子どもの障がいに係る保護者の受け止め、保護者の意向等必要な情報を一括して教育に引継ぐことができる環境づくりに向けて、課題等の整理が必要。

	現状	課題	今後の方向性
本人の状況把握、保護者の意向把握	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、保育士や幼稚園教諭、親子教室や児童発達支援の従事者などがそれぞれで把握 一部市町村や地域の支援システムを利用できた親子は、分野をまたいだ情報の共有が実現 障害児相談支援実施状況の地域差あり 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や多職種の視点から見て、地域の支援システムのわかりにくさ 教育側からみた、子どもや保護者に関する必要な情報を一括して引継ぎを受けられる窓口が不明 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や多職種の視点から見た支援システムの可視化を踏まえ、児童発達支援センター等の中核的な支援機能の整備、供給力の拡大を地域で検討すること いわゆるセルフプランとなる保護者を減少させるよう、障害児相談支援の提供、供給力の拡大を地域で検討すること
情報の整理、就学支援ファイル等の作成のよう可視化	<ul style="list-style-type: none"> 就学支援ファイルを18市町村で活用 	<ul style="list-style-type: none"> 就学支援ファイル未活用市町村の解消 就学支援ファイル活用状況の可視化 	<ul style="list-style-type: none"> 就学支援ファイル未活用市町村への活用働きかけ 就学支援ファイル作成児童数を把握するなど、継続的な実態の把握
保健、医療、福祉、保育等と教育との多職種連携	<ul style="list-style-type: none"> 就学時健診の実施前に母子保健、障がい福祉、子育て支援等で実施しているカンファレンス等に教育委員会の就学支援担当者が出席し、就学予定児の情報共有をしている市町村は23市町村 多機関での情報共有に係る保護者同意書を取得している市町村は9市町村 	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有においては、保護者同意書の取得が欠かせないため、その取組市町村数の増加が必要 	<ul style="list-style-type: none"> カンファレンス等において就学予定児の情報共有をしている市町村数の継続的な把握 保護者同意書の取得について市町村への啓発の実施



(参考3) 「個別支援ファイル」「引継ぎシート」を通じた多職種連携・切れ目ない支援の実現

「個別支援ファイル」(毎年実施されている全国調査「発達障害者支援に関する調査」による定義)

子どもの支援に関する情報共有を図るためのツールとして、市町村で作成している母子管理カードとは別に、**発達歴や特徴、対応方法などを記したもので、基本的には保護者が管理しているもの**を指します。

(ファイル作成の目的) 参考:「教育支援のためのガイドライン」(平成28年3月 岩手県教育委員会)

- ・ 特別な支援を必要とする子どもについて、障がい等の特性、指導・支援の内容、関わっている支援機関の情報をまとめ、関係機関が子どもの支援に関する情報を共有する
- ・ ライフステージの移行において次の支援機関へ支援に関する情報を円滑に引き継ぐ

(ファイルの作成者) 参考:「教育支援のためのガイドライン」

- ・ 就学支援ファイルは「就学時に教育が主になって作成」
- ・ 相談支援ファイルは「乳幼児期に保健福祉が主になって作成」

(ファイルの内容、体裁、様式は地域によって様々)

【個別支援ファイルは、一部を除き根拠法令なし】
例外: 保育所保育指針解説

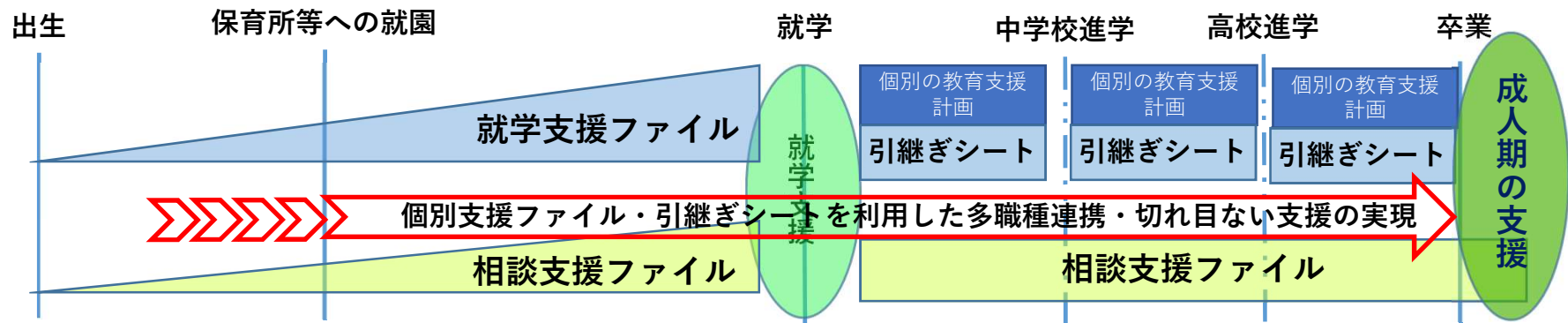
「就学に向けた支援の資料を作成するなど、保育所や児童発達支援センター等の関係機関で行われてきた支援が就学以降も継続していくよう留意」

「引継ぎシート」(特別支援教育指導資料N0.47引継ぎシート作成・活用ガイドブック(岩手県教育委員会)から)

(根拠) 学校教育法施行規則・・・特別支援学校に係る規定であるが他の校種でも準用規定あり

第百三十四条の二 校長は、特別支援学校に在学する児童等について**個別の教育支援計画**(学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体(次項において「関係機関等」という。))との**連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画**をいう。)を作成しなければならない。

2 校長は、前項の規定により**個別の教育支援計画を作成するに当たっては**、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する**必要な情報の共有**を図らなければならない。



地域において子どもと家族の情報を集約し引き継いでいくことについて、**地域自立支援協議会等、部局横断で構成される検討組織で議論し、取扱いを定める必要がある**

【気づき】 【アセスメント】 【診断】 【情報の集約と引継ぎ】 に資する これまでの仕組みでできる取組の例

	必要な取組	期待される効果
スクリーニングツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの一環として、生活の場面で施行できる、特別な資格が必要ないものがあることを知ること ・保健医療福祉関係者に加え、教育関係者にも周知すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・「気づき」を定量化し、早期支援の方向性を示唆する資料となる ・心理職員や医師による診断に円滑につなげる
児童発達支援事業所の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で、既存の事業所で行われている療育の実態把握やその方向性の確認 ・担うことができる役割を明確化し、地域の関係者間で共通認識を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が健診有所見者の継続的なフォローアップ体制として活用できる
巡回支援専門員事業の実施や活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が現時点における管内の取組状況を把握する ・未実施の場合、他自治体の状況を参考にしながら実施を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が健診有所見者の継続的なフォローアップ体制として活用できる ・就学支援に向けて情報の整理や、関係者の認識の共有に役立つ
保育所等訪問支援の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等地域の関係者が現時点における管内外の取組状況を把握し、事業の存在自体を周知する ・市町村が健診有所見者の継続的なフォローアップに活用するなど、担当者が活動しやすくなる環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・療法士や心理職員など専門職派遣の仕組みとして活用もできる ・就学支援に向けて情報の整理、集約や、多職種間での認識の共有に役立つ
障がい児療育等支援事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・日程の確保 ・地域自立支援協議会療育部会との併催など事業効果を高めるための準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の児童の個別ケース支援と、地域の支援体制の自己点検や改善に役立つ
個人情報共有に係る保護者同意書の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援や多職種連携が必要な親子から、母子保健における健診や指導、保育所等において取得する 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者同意の下、必要な個人情報や、検査の結果や診断を共有することで、就学支援ファイルの作成や多職種連携に役立てる
就学支援ファイルの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者が現時点における管内外の取組状況を把握する ・実際に使用している方の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢期から成人期に向けた、切れ目のない支援に向けた第1歩となる

その他（案）

就学児に作成する就学支援ファイルは、法律等に基づくものではなく、各地域の多職種連携の取組において、地域の実情に応じて作成された経緯を持つものが多いことから、各地域での取組を尊重しながら、利用が進んでいる様式の運用状況も参考に、標準的な記載項目の整理を本協議会で行うこととしたい。